

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

伊東市指令環第845号  
令和2年6月18日住 所  
(所 在 地) 伊東市富戸1091番地の7氏 名  
〔名 称 及 び〕 株式会社 新光重機土木  
〔代 表 者 氏 名〕 代表取締役 小林寿幸 様

伊東市長 小野 達也



令和2年6月15日付け廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（第2項、第7条の2第1項）の規定による許可の申請について、次のとおり許可する。

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業所の所在地<br>名称及び代表者氏名 | 伊東市富戸1285番地の17<br>株式会社新光重機土木 代表取締役 小林 寿幸  |
| 事業の区分                | 一般廃棄物収集運搬業  |
| 一般廃棄物の種類             | 可燃ごみ、不燃ごみ、特定家庭用機器再商品化法対象物   |
| 営業の区域                | 伊東市 全域  |
| 許可期間                 | 令和2年7月1日から令和4年6月30日まで   |
| 許可条件                 | <p>1 許可申請事項に変更が生じた場合は、第6号様式により直ちに届出を行うこと。</p> <p>2 毎月のごみ処理量について、第12号様式により翌月10日までに報告すること。</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号の基準及びその他の関係法令を遵守すること。</p> <p>4 分別されたごみを収集するものとし、排出者に分別排出を指導し、伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条による手数料を徴収されることを明示すること。</p> <p>5 資源となるごみを検出した場合は、分別し再資源化に努めること。</p> <p>6 可燃ごみは中部横断道路を利用して伊東市環境美化センターへ搬入すること。不燃ごみは伊東市御石ヶ沢清掃工場へ搬入すること。</p> <p>7 特定家庭用機器再商品化法対象物は伊東市内の指定引取事業所へ搬入すること。パソコンリサイクル制度及び二輪車リサイクル制度の活用を図り再資源化に寄与すること。</p> <p>8 粗大ごみや剪定枝等の伊東市環境美化センターのごみ破碎機を利用して処分するごみは、祝祭日の火曜日と木曜日を除く月曜日から金曜日中に搬入すること。</p> <p>9 土、日曜日及び火、木曜日が祝祭日のときには、伊東市環境美化センターに可燃ごみのうち厨芥類(生ごみ)のみ搬入すること。</p> <p>10 収集運搬に従事する作業員に作業員証明書を発行し、公共性を認識し清潔保持に努めるよう指導すること。</p> <p>11 車庫、車両、作業用具等を常に整備し、清潔保持に努めるとともに、各ごみの集積場所においても清潔保持に努めること。</p> |